

令和 8 年

加古川市農業委員会
第 2 回臨時総会

日 時 令和8年5月26日(火) 月次総会終了後

場 所 加古川市役所新館9階 191会議室

加古川市農業委員会

総 会 次 第

1. 開 会

2. 議 長 選 出

3. 委員出席状況の報告

4. 議事録署名委員の指名

5. 議 案 審 議

議案第1号

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施
状況の公表（案）策定のこと

議案第2号から議案第20号

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

附帯決議

- 1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。
- 2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。
- 3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。

6. 閉 会

目 次

議案第 1 号	令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表（案）策定のこと	．．．．． 1
議案第 2 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 8
議案第 3 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 10
議案第 4 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 12
議案第 5 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 14
議案第 6 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 16
議案第 7 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 18
議案第 8 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 20
議案第 9 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 22
議案第 10 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 24
議案第 11 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 26
議案第 12 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 28
議案第 13 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 30
議案第 14 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 32
議案第 15 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 34
議案第 16 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 36
議案第 17 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 38
議案第 18 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 40
議案第 19 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 42
議案第 20 号	加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定 のこと	．．．．． 44

議案第 1 号

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表（案）策定のこと

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の
実施状況の公表について、別紙のとおり策定するものとする。

令和 8 年 5 月 2 6 日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名： 兵庫県

農業委員会名： 加古川市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

※ 「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年7月20日

任期満了年月日 令和8年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	18	17
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	4
40代以下	—	1
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	19	18	6

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,617
農業経営体数	945

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	643
女性	154
40代以下	39

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	24
基本構想水準到達者	10
認定新規就農者	13
農業参入法人	29
集落営農経営	36
特定農業団体	0
集落営農組織	36

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,140	90				2,230

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	2,230 ha	637 ha	28.6 %
課題	令和7年度4月現在34の地域で地域計画が策定され、地域の中心的な担い手への集約が進んではいるが担い手不足や高齢化が進む中、集積鈍化が危惧されており、新たな担い手の発掘や新規就農者の呼び込み等に注力しなければ更なる集積は難しい。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和14 年度	集積率	40.0 %
今年度の新規集積面積	25 ha	農地面積(C)	2,230 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	662 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	29.7 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③ 実績

今年度の新規集積面積	17 ha	農地面積(F)	2,090 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	624 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	29.9 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	100.60 %		

農業委員会の 点検結果	達成率90%以上110%未満(3点)
----------------	--------------------

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	5.3 ha	3.0 ha	2.3 ha
現在も、農業者の高齢化や後継者不足、相続等による不在地主等の増加、担い手の不足が深刻な問題であり、今後、益々その傾向は強くなると想定される。また、離農者の増加が危惧され、遊休農地の解消に向けて、大きな障害になると考えられる。委員の農地利用最適化活動により、一時的に解消されても、それ以上の速さで耕作放棄地が増加しているのが現状であり、状況はかなり厳しいと考えられる。			

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	2.9 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.6 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	3.1	ha
--------------------------	-----	----

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	重機等を利用した基盤整備が必要な農地について担当課と情報を共有する。
-------------------------	------------------------------------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.5	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	83.3	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	未策定
-------------------------	-----

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	5-10月		10月	
	1号遊休農地の面積	5.3 ha	うち緑区分の遊休農地	3.0 ha
			うち黄区分の遊休農地	2.3 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	10-11月		12-1月	

農業委員会の点検結果	達成率90%未満(1点)
------------	--------------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	4年度新規参入者	5年度新規参入者	6年度新規参入者
	5 経営体 2.1 ha	16 経営体 1.7 ha	3 経営体 1.6 ha
課題	新規参入の妨げの原因は、年間を通じた水の確保や集団化した農地の確保等、新規参入者のニーズに応えられる条件が整っていないことのほか、米価の下落等による所得減少等、農業に対する魅力喪失が大きいと考えられる。継続的な手厚い支援施策等の構築が急務である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
	29 ha	27 ha	32 ha	29 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	2.9 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		0.0	ha
公表URL	なし	(その他の公表方法)	なし
目標に対する達成状況(B)/(A)		0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	32 経営体
		取得農地面積	2.6 ha

農業委員会の点検結果	達成率90%未満(1点)
------------	--------------

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	7 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	17 人
		農地利用最適化推進委員の人数	18 人

(2)活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
7月～8月	遊休農地の解消	利用状況調査に向けての事前調査
10月～11月	農地の集積	地域計画の策定促進

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	4 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の結果
6月～7月	遊休農地の解消	利用状況調査に向けての事前調査
10月～11月	農地の集積	地域計画の策定促進

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	4 回
---------------	-----

開催時期	随時	相談会名	新設農家の聞き取り
参加者数	3名	開催場所	加古川市役所
相談会の内容	新規就農者からの相談対応・アドバイス		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	4 回
---------------	-----

開催時期	5月、2月、3月	相談会名	新設農家の聞き取り
参加者数	延べ12名	開催場所	加古川市役所
相談会の内容	新規就農者からの相談対応・アドバイス		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	0
目標に対し期待を上回る結果が得られた	0
目標に対して期待どおりの結果が得られた	35
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	0

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都 道 府 県 名 : 兵庫県
農 業 委 員 会 名 : 加古川市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1	2	年次総会(8月) 臨時総会(5月・3月)

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		134 件	うち許可	134 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30 日	
	総会開催日の公表	公表している		申請書締切日の公表	公表している	

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定				
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任				
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任				
1年間の処理件数		86 件	うち許可相当	86 件	うち不許可相当 0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から 30 日	処理期間(平均)	30 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	2,090 ha	3.9 ha
違反転用解消のために 実施した活動内容	10月末日付で、違反転用者に対し一括して改善依頼文書を送付。	
実 績	違反転用解消面積 0 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禎 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

福田 一雄

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | | |
|---|---|---|------------------|
| 1 | 氏 | 名 | ふくだ かずお
福田 一雄 |
| 2 | 職 | 業 | ■ |
| 3 | 職 | 歴 | |
- (1) 加古川町友沢農業団体長
(令和4年～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

庄司 学

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 氏 名 | しょうじ まなぶ
庄 司 学 |
| 2 | 職 業 | ■ |
| 3 | 職 歴 | |
- (1) 加古川町中津水利組合水利委員長
(令和3年4月～現在)
- (2) 五ヶ井土地改良区用排水調整委員
(令和3年4月～現在)
- (3) 加古川市農業委員会委員
(令和5年7月～現在)
- (4) 五ヶ井土地改良区工事担当理事
(令和6年4月～現在)
- (5) 兵庫南農業協同組合理事
(令和6年7月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

大西 和民

生年月日

[REDACTED]

◎ 参考

推薦を求める者の略歴

1 氏 名 おおにし かずたみ
大西 和民

2 職 業 

3 職 歴

(1) 尾上町口里農業団体長

(令和3年～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

山口 衛

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 氏 名 | やまぐち まもる
山 口 衛 |
| 2 | 職 業 |  |
| 3 | 職 歴 | |
- (1) 別府町新野辺水利組合役員
(令和5年～現在)
- (2) 別府町新野辺農業団体役員
(令和5年～現在)
- (3) 五ヶ井土地改良区総代
(令和6年～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

池澤 孝人

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|----|--------------------|
| 1 | 氏名 | いけざわ たかひと
池澤 孝人 |
| 2 | 職業 | ■ |
| 3 | 職歴 | |
- (1) 野口町二屋水利組合水利委員長
(令和4年4月～現在)
- (2) 野口町二屋農業団体長
(令和4年4月～令和8年3月)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者として
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

氏 名

生年月日

橋本 賢造

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 氏 | 名 | はしもと けんぞう
橋本 賢造 |
| 2 | 職 | 業 | ■ |
| 3 | 職 | 歴 | |

- (1) 平岡町土山農業団体長
(令和3年4月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

大形 雅則

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

1	氏名	おおがた 大形	まさのり 雅則
2	職業	■	
3	職歴		

- (1) 株式会社ファームかんの西之山支店企画
(令和2年～令和7年)
- (2) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和5年7月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

氏 名

生年月日

松尾 信也

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 1 | 氏 名 | まつお しんや
松尾 信也 |
| 2 | 職 業 | ■ |
| 3 | 職 歴 | |
- (1) 八幡町船町農業団体長
(令和4年4月～令和8年3月)
- (2) 株式会社八幡宮農取締役
(令和4年4月～現在)
- (3) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和5年7月～現在)
- (4) 兵庫南農業協同組合理事
(令和6年7月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者として
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

田代 修三

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 氏 名 | たしろ しゅうぞう
田代 修三 |
| 2 | 職 業 | ■ |
| 3 | 職 歴 | |
- (1) 八幡町中西条町内会長
(令和3年度～令和4年度)
- (2) 八幡町中西条水利組合会計
(令和7年度～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

来田 昭義

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

1	氏	名	きただ	あきよし
			来田	昭義
2	職	業	■	
3	職	歴		

- (1) 平荘町上原農業団体長
(平成 27 年～令和 2 年)
- (2) 上原土地改良区理事
(平成 30 年～現在)
- (3) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和 2 年 9 月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

藤原 博雅

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

1	氏名	ふじわら ひろまさ 藤原 博雅
2	職業	■
3	職歴	

(1) 平荘町新中山農業団体長
(平成22年～現在)

(2) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和5年7月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

前川 博邦

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 氏 名 | まえかわ ひろくに
前川 博邦 |
| 2 | 職 業 | ■ |
| 3 | 職 歴 | |
- (1) 認定農業者
(平成31年3月～現在)
- (2) 農業機械士
(令和元年12月～現在)
- (3) 上荘町小野農業団体長
(令和3年～現在)
- (4) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和5年7月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者として
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

久保 文明

生年月日

[REDACTED]

◎参考

推薦を求める者の略歴

1	氏	名	くぼ 久保	ふみあき 文明
2	職	業	■	
3	職	歴		

(1) 東神吉町出河原農業団体長
(平成30年～令和2年)

(2) 東神吉町出河原農業副団体長
(令和3年)

(3) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和5年7月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

氏 名

生年月日

増田 博文

◎参考

推薦を求める者の略歴

1 氏 名 ますた ひろふみ
増田 博文

2 職 業

3 職 歴

(1) 西神吉町岸町内会副会長

(令和3年～令和5年)

(2) 西神吉町岸農業団体長

(令和4年～現在)

(3) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員

(令和5年7月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

[REDACTED]

氏 名

伊藤 範秀

生年月日

[REDACTED]

◎ 参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 氏 名 | いとう のりひで
伊藤 範秀 |
| 2 | 職 業 | ■ |
| 3 | 職 歴 | |
- (1) 米田町平津農事部役員
(令和2年4月～令和3年3月)
- (2) 米田町平津農事部部長
(令和3年4月～現在)
- (3) 米田町平津水利組合長
(令和3年4月～現在)
- (4) 加古川市農業団体連合会役員(米田町)
(令和3年4月～現在)
- (5) 加古川市地域農業再生協議会役員
(令和3年4月～現在)
- (6) 上部井土地改良区役員
(令和3年4月～現在)
- (7) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和5年7月～現在)
- (8) 兵庫南農業協同組合非常勤理事
(令和6年6月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和 8 年 5 月 26 日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

氏 名

生年月日

好田 邦弘

◎参考

推薦を求める者の略歴

1 氏 名 こうだ くにひろ
好田 邦弘

2 職 業 

3 職 歴

(1) 近畿農政局

(昭和52年から47年間)

(2) 志方町志方町水利組合役員

(2年間)

(3) 志方町東町町内会副会長

(4年間)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 東田 富能

生年月日 [REDACTED]

◎ 参考

推薦を求める者の略歴

1	氏 名	ひがしだ とみよし 東 田 富 能
2	職 業	■
3	職 歴	

(1) 志方町投松農業団体長
(平成 25 年～現在)

(2) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(平成 29 年 7 月～令和 2 年 7 月)

(3) 加古川市農業委員会委員
(令和 2 年 7 月～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者とした
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 安本 重信

生年月日 [REDACTED]

◎ 参考

推薦を求める者の略歴

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 氏 名 | やすもと しげのぶ
安 本 重 信 |
| 2 | 職 業 | ■ |
| 3 | 職 歴 | |
- (1) 志方土地改良区理事
(令和4年～現在)
- (2) 加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員
(令和5年7月～現在)
- (3) 志方町大澤南部農業団体長
(令和7年～令和8年)
- (4) 農事組合法人志方東営農組合理事
(令和7年～現在)

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者決定のこと

加古川市農業委員会農地利用最適化推進委員に次の者を候補者として
いから、決定を求める。

令和8年5月26日提出

加古川市農業委員会会長 馬 田 禧 紹

記

住 所

氏 名

生年月日

三村 直仁

◎参考

推薦を求める者の略歴

1	氏 名	みむら なおひと 三村 直仁
2	職 業	■
3	職 歴	

- (1) 志方町永室農業団体長
(令和5年度～令和6年度)
- (2) 志方町永室水利組合水利委員長
(令和5年度～令和6年度)

附帯決議

- 1 議決事項の内容については、農業委員会内で周知を図り情報共有に努めること。
- 2 議決事項中、上級行政庁の指示によって文言等の修正を必要とするときは、会長に一任する。
- 3 議決事項中、軽微な事項の修正及び違算誤字の修正を必要とするときは、会長に一任する。



加古川市

令和 8 年

加古川市農業委員会
第 2 回臨時総会
審議参考資料

令和 8 年 5 月 2 6 日 (火)

加古川市農業委員会

◎参 考

農業委員会等に関する法律抜粋

(農地利用最適化推進委員の委嘱)

第17条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。

一 第三条第五項の政令で定める市町村

二 農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村

2 農業委員会は、前項の規定により推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならない。

3 推進委員は、第七条第一項の指針に従つて、前項の規定により農業委員会が定めた区域内の農地等の利用の最適化の推進のための活動を行わなければならない。

4 推進委員は、その活動を行うに当たっては、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）との連携に努めなければならない。

5 ……………（省 略）

(推進委員の任期)

第20条 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

2 推進委員は、その任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 推進委員は、再任されることができる。